

# 第28回 近畿弁護士会連合会人権擁護大会

シンポジウム 第1分科会

## ヘイト・スピーチは表現の自由か

日 時 2014年（平成26年）11月28日

場 所 大 阪 弁 護 士 会 館

近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会

## 第2 ヘイト・スピーチ規制積極論

### 1 ヘイト・スピーチ規制積極論の論拠——ヘイト・スピーチの「沈黙効果」

#### (1) 対抗言論の法理

アメリカ合衆国、そして日本の憲法学では、「名誉毀損的表現などの言論による弊害に対しては、言論で対抗すべきである。」という、いわゆる「対抗言論（more speech）の法理」が、広く支持されている。

両国では、ヘイト・スピーチについても同様に、対抗言論による対処を基本とし、法律等による規制は原則として許されない、との見解が支配的である。

#### (2) 対抗言論の法理に対するantithesisとしての「沈黙効果」論

しかし、対抗言論は、ヘイト・スピーチに対して実効的に機能するのか。「対抗言論による解決」は、現実から遊離した、空疎な想定にすぎないのではないか。実際、ヘイト・スピーチにより攻撃された被差別者が、無力感を吐露することは、少なくない。

この点に関し、アメリカ合衆国の憲法学者オーウェン・M・フィス（Owen M. Fiss）は、「ヘイト・スピーチは、被差別者に対する「沈黙効果（silencing effect）」を有しており、これが対抗言論を有名無実なものとしてしまう。」として、ヘイト・スピーチ規制論を展開しており、傾聴に値する。

さらに、フィスのヘイト・スピーチ規制論は、後述のように、ヘイト・スピーチにおける差別者と被差別者の利害対立を、表現の自由内在的に解決しようとするものである。この意味で、フィスの所説は、「表現の自由の優越的地位」を前に、対抗言論以外の方途を抛棄するヘイト・スピーチ規制反対論に対する、仮借なき批判であるとともに、「被害者保護」名下に、無批判な表現の自由規制を嚮導してきた、従前のヘイト・スピーチ規制論とも異なる、第三の途を呈示しており、卓見というべきである。

(3) フィスの「沈黙効果」論

以下に、フィスの「沈黙効果」論、及び、それに基づくヘイト・スピーチ規制論を概観する。

ア 「沈黙効果」発生の機序

フィスによれば、「ヘイト・スピーチは、被差別者の価値感覚を傷付け、公共的討論など市民社会の活動への十分な参加を妨げる。被差別者らが発言しても、彼らの言葉は権威を欠き、あたかも何も言っていないかのようである。」

ヘイト・スピーチにより、被差別者に対する差別構造が再生産されると、社会的多数派は、いっそう被差別者の発言に耳を貸さなくなる。被差別者が、ヘイト・スピーチに対して対抗言論を発しようとしても、ヘイト・スピーチ自体によって、すでに、社会的多数派の、対抗言論に対する等閑視が、再強化されている。その結果、被差別者は、対抗言論を発する動機付け・気力を失い、沈黙してしまう——これが、ヘイト・スピーチが「沈黙効果」を生み出す機序である。

イ 民主主義の閉塞とその打破

ヘイト・スピーチにより、被差別者に「沈黙効果」が生ずると、公衆は、公共的討論の場において、差別者側の言論以外の、多様な見解に触れることができなくなる。

このように、ヘイト・スピーチの「沈黙効果」により、多面的な公共的討議が阻害されたままでは、あるべき民主主義が実現されたということはできない。なぜならば、民主主義は、内在的要請として、弱者の言論も含めた、多角的で開かれた討論を要求するからである。

そのため、民主主義（・表現の自由）は、ヘイト・スピーチによる「沈黙効果」の除去と、それによる弱者の言論の表出を要請することとなる。

ウ 表現の自由／平等の二項対立

ヘイト・スピーチに関して、多くの論者が共有している範型とは、ヘイト・スピーチ規制の是非について態度決定するためには、表現の自由／平等の二者択一を強いられる、というものである。

彼らにとって、ヘイト・スピーチという問題系を構成するのは、表現の自由の選択＝ヘイト・スピーチ規制反対論／平等の選択＝ヘイト・スピーチ規制肯定論という、強固な二項対立的布置連関である。

そのうえで、多くの論者は、「第一修正（the First Amendment）が第一（first）である。」として、表現の自由を選択し、その結果、ヘイト・スピーチ規制反対論へと赴く。

しかし、前述のとおり、フィスにとって、ヘイト・スピーチ規制を正当化するのは、被差別者の平等権というよりも、表現の自由・民主主義それ自体である。ヘイト・スピーチの規制は、表現の自由を制限するというよりも促進するのである。

そのため、少なくともヘイト・スピーチに関して、表現の自由と平等とを対立的に捉えることは誤謬である。ヘイト・スピーチを規制することにより、平等のみならず、表現の自由・民

主主義が、よりよく実現されるのである。

なお、フィスは、ヘイト・スピーチ規制論の根拠として、被差別者の表現の自由を重視するが、被差別者の平等権が同規制論を基礎付けることを、否定するわけではない。ここにおいて、表現の自由と平等は、二律背反の関係には立たず、被差別者を支援（empower）するため、協働することになる。

#### エ 「公正な議会人」としての国家

では、ヘイト・スピーチに対して、国家はどのように対応すべきか。

国家は、前述の民主主義の要請から、多面的で開かれた公共的討論を実現しなければならない。

国家が、単に被差別者に権利を付与するだけで、かようなあるべき民主主義を実現できるならば、それによって、民主主義に関する国家の目標は達成される。しかし、国家は、公共的討議において、ある者の発言が聞こえるように、他の者の発言を制約しなければならない場合がある。その1つが、ヘイト・スピーチ規制である。

フィスによれば、国家は、ヘイト・スピーチに対して、「公正な議会人（a fair-minded parliamentarian）」の役割を担う必要がある。「公正な議会人」としての国家は、公衆が聞くべきすべての見解が提出されるように、諸言論・発言者を調整する。国家は、「私たちは、もう十分こちら側から聞きました。投票前に、他の人が話す機会が必要でしょう。」「自制してください。あなたの主張の仕方があまりに口汚いので、多くの人が議論から完全に退いてしまいました。」などといって、一定の言論・発言者を制止すべき場合がある。

この局面において、国家の表象は転換する。すなわち、国家は、純粋な「自由の生来の敵」ではなくなり、「自由の友」として、現前するのである（ただし、この局面においても、国家が、「自由の生来の敵」としての性質を、全面的に喪失するわけではない。）。

#### オ 集団的討議の結論の変容

国家が、「公正な議会人」としてヘイト・スピーチを規制した場合、集団的討議の結論が変わることがありうる。しかし、これは、公共的討議が豊かに、多面的になった結果であるから、むしろ望ましいというべきである。

#### カ ありうる批判とそれへの対処

フィスの所説に対しては、国家が、「不公正」な議会人としてふるまう危険性があるとの批判がありうる。

フィスは、この問題に対する方策として、議会人は、政治的論争から独立していかなければならず、また、司法部が、議会人による規制について、実際に議論の質を向上させているかを審査しなければならないとしている。

### (4) 「沈黙効果」論の検証

#### ア 「沈黙効果」の具現化

フィスのいう「沈黙効果」は、主として、被差別者の自己表象・自尊心に着目したものである。

しかし、ヘイト・スピーチの「沈黙効果」は、より実際的な形態をとりうる。すなわち、ヘイト・スピーチは、被差別者の住居や職場に街宣車で乗り付け、拡声器で侮辱的な言辞を浴びせる、などといった様態でなされることが多い。このような場合、被差別者は、当該住居・職場にいづらくなり、転居・転職を余儀なくされる場合も、少なくない。

被差別者は、このように私生活や職業生活を攪乱された状況で、はたして現実的に対抗言論を発することができるか。ヘイト・スピーチ規制反対論は、被差別者に対して、人格を基底する空間を壊乱された状態で、なお対抗言論を発することのできる「強靭さ」を求めることがあるが、かような見解は、人間の「被傷性（vulnerability）」を等閑に付するものであり、支持することができない。

なお、前述のような私生活、職業生活の妨害を伴うヘイト・スピーチについて、問題があるのは、表現活動の内容ではなく、表現態様にとどまるから、内容規制たるヘイト・スピーチ規制ではなく、内容中立規制たる表現態様規制によって十分対応可能である、という見解がある。

しかし、差別者が、被差別者の住居や職場に接着してヘイト・スピーチを展開した場合、被差別者は、地域社会及び職場の人間関係を慮って、その場でただちに強力な対抗言論を発しないことも、少くないであろう。この場合、差別者は、ヘイト・スピーチを一方的に発し続けることができる。被差別者が被差別者の住居や職場に乗り付けてヘイト・スピーチを発する意図も、この点にあると考えられる。

このように、前述のような私生活、職業生活の妨害を伴うヘイト・スピーチは、その態様のみに問題性があるわけではなく、「沈黙効果」が極大化される点にこそ、重大な問題があるのである。

#### イ 「沈黙効果」の不可視化作用

フィスの「沈黙効果」論に対しては、次のような批判がありうる。すなわち、ヘイト・スピーチを受けても、現に対抗言論を発することができている被差別者もいる。したがって、ヘイト・スピーチによる「沈黙効果」は、必ずしも現実に生じているとはいえない。また、同効果は、科学的に立証されているわけでもない。よって、「沈黙効果」を根拠としたヘイト・スピーチ規制には、慎重であるべきである、という批判である。

しかし、ヘイト・スピーチによって「沈黙」した被差別者は、対抗言論によって反論することはもちろん、被差別集団に帰属することの顯示・公言すら、困難になる場合が、少くないであろう（そもそも、被差別集団に属する人々は、差別・偏見を恐れて、同集団への帰属を秘匿していることが多い）。「沈黙」した被差別者の不可視化こそが、「沈黙効果」の重要な作用である。

したがって、仮に、対抗言論を発することのできる被差別者がいるとしても、後景には、そうすることのできない被差別者が、少なからず潜在している。そのため、「沈黙効果」を過小評価することはできない。また、「沈黙効果」の科学的立証を要求することは、科学的調査の対象とすべき母体が不可視化されている以上、不可能を強いるものである。

#### ウ 基本権保護義務論との接合

フィスは、国家に対し、ヘイト・スピーチ規制に際して、一定程度「自由の友」としての機能を期待する。このような立論に対しては、とりわけ古典的リベラリズムの立場から、厳しい批判があろう。

しかし、比較法的に見れば、フィスの理論は、ドイツにおける基本権保護義務論と親和性を有する。すなわち、ヘイト・スピーチ規制の局面において、国家は、差別者の表現の自由に対する過剰侵害を禁止されると同時に、被差別者の表現の自由に対する過少保護を禁止される。

それゆえ、フィスの所説は、比較法的見地からすれば、特に異端的というわけではなく、理論的にも十分首肯しうるものである。

#### エ 表現の自由の実質的保障・表現の自由の積極目的規制

フィスの理論は、第一に、表現の自由の「実質的」保障を企図したものであるということができる。なぜならば、被差別者は、ヘイト・スピーチによって「沈黙」しても、対抗言論を発する形式的（機会）保障はなされている。それゆえ、仮にフィスのように、「沈黙効果」による表現の自由への侵害を肯定するとすれば、それは、同自由の実質的保障が阻害されている点に、着目することになるからである。

第二に、フィスの所論は、表現の自由に対して、積極目的規制を正面から認めようとするものである。たしかに、フィスのヘイト・スピーチ規制論について、「沈黙効果」を害悪（harm）と捉えて、その除去を目指す消極目的規制である、と評価することも可能であろう。しかし、フィスの所説は、差別者による放逸な表現活動から、被差別者の零細な表現活動を保護しようとするものということができるから、むしろ、営業の自由における積極目的規制との類似性を看取することができる。

一方、従来の日本の憲法学説においては——どこまで自覚的であったかは措くとして——表現の自由の保障として認められるのは、形式的（機会）保障のみであり、実質的保障は認められないと考えられてきた。また、日本の憲法学説は、表現の自由に対する規制態様としては、消極目的規制しか許されず、積極目的規制は認められない、との教説に支配されてきた。

それゆえ、日本の憲法学説がフィスの理論を受容するに当たっては、同理論が、表現の自由の実質的保障、及び、同自由に対する積極目的規制を正面から肯認しようとしている点が、大きな障壁となろう。

#### (5) 小括

多くの論者は、ヘイト・スピーチ規制において、表現の自由／平等の二項対立という陥穀に陥

りがちである。しかし、フィスの理論はこれを回避しており、さらには、表現の自由と平等の内在的連関を剔除している点において、卓抜している。

もっとも、彼の所説は、表現の自由の実質的保障、同自由に対する積極目的規制を企図したものであり、特にこの点において、憲法学説からの厳しい反発が予想される。

しかし、憲法理論は、経済活動だけでなく、民主主義についても、自由放任主義 (laissez-faire democracy) 一辺倒から脱却し、福祉主義 (welfarism of democracy) の契機を、導入すべきである。「沈黙効果」を理由としたヘイト・スピーチ規制を認めるることは、その一里塚となろう。

#### (6) 文献

日本語文献のなかで、フィスの「沈黙効果」論に言及したものは、いまだ僅少である。

ヘイト・スピーチよりも、ポルノグラフィに重点を置いたものではあるが、

- ・ 田代亜紀「リベラリズムとフェミニズムの対話可能性(一)——ポルノグラフィをめぐる議論についての一試論——」法学（東北大学）72巻1号（2008年）96頁以下
- ・ 田代亜紀「ポルノグラフィーをめぐる議論——その憲法学的考察——」東北法学21号（2003年）67頁以下

が先駆的業績であり、示唆に富む。

## 6 「政府言論」による対応

### (1) 緒論

ヘイト・スピーチが思想の自由市場を機能不全に陥らせるとの立場（そのなかでも特に、上記第2の1で展開した、ヘイト・スピーチが思想の自由市場を機能不全に陥らせる機序として、「沈黙効果」に着目する立場）に立脚した場合に、ヘイト・スピーチを規制し、思想の自由市場を回復させる方策として注目に値するのが、「政府言論（government speech）」である。

### (2) 「政府言論」の概要

#### ア 「政府言論」の意義

「政府言論」という概念を提唱したのは、1979年のアメリカ合衆国におけるマーク・G・ユードフ（Mark G. Yudof）の論説である。以後、「政府言論」について、諸種の定義がなされてきたが、現在の一般的な定義は、「言論市場に規制的手法ではなく、直接発言者として、又は助成といった間接的な手法を用いて参入してくる現象一般」といったものである（後掲横大道・221頁）。

政府は、表現の自由の享有主体ではないから、政府が表現の自由の行使として表現活動を行う余地はない。しかし、一定の局面においては、政府が「言論」を発出しているように見え、この現象を「政府言論」と呼称している。

具体的には、記者会見等における、公務員による政府公式見解の発表、私人に対する啓発キ

キャンペーン、及び、私人の表現活動に対する財政面、設備面での支援などがこれに当たる。

#### イ 「政府言論」の法理

アメリカ合衆国最高裁判所では、1991年のRust v. Sullivan, 500 U.S. 173 (1991) 判決にて、「政府言論」の法理が採用され、それ以降、現在に至るまで、同法理が維持されている。同判決は、「政府言論」の法理につき、「比較的新しい」法理であり、「進歩の初期段階」にあるとした。

アメリカ合衆国最高裁判例及び学説は、公権力が表現活動を規制する伝統的な局面においては、表現規制の区別として、「表現内容中立規制（content-neutral restrictions）」と「表現内容規制（content-based restrictions）」、そして、表現内容規制の一形態たる「観点に基づく規制（観点規制、観点差別。viewpoint-based restrictions）」という区分を採用することが多い。表現内容規制と観点規制の差違について一例を挙げれば、観点規制は、戦争に反対する内容の表現活動だけを規制するものであるのに対し、表現内容規制は、賛否を問わず、戦争に関する内容の表現活動を規制するものである。

合衆国最高裁判例及び学説は、伝統的に、表現内容中立規制は合憲と判断されやすいのに対し、表現内容規制には強い違憲性の推定が働き、さらに、観点規制には、最も強い違憲性の推定が働くとしてきた。

しかしながら、Rust判決以降の合衆国最高裁判例によれば、「政府言論」の場合、公権力による表現規制という伝統的な場面とは異なり、観点差別も合憲とされる。

#### ウ 「政府言論」の光と影

##### (ア) 「政府言論」の効用

「政府言論」の法理によれば、「政府言論」に該当する場合、観点差別の許容という重大な効果がもたらされる。Rust判決は、その正当化根拠を、民主的正統性（legitimacy）の確保に求めた。

すなわち、民主主義国家における政府の正統性は、被治者である人々の同意に由来するものであるから、「政府言論」は、「治者と被治者の自同性」を確保し、人々が「自己統治」を果たすため必要不可欠な手段であって、政府が自己の立場や政策、業績等を説明、推進する、「説明責任（accountability）」遂行の一環として位置付けられる、とされた。

政府の基本的立場、発想は、終局的決定として顕現した立法や行政処分のみから、十分読み取ることができるとは限らない。私は、「政府言論」を通じて、政府の基本的立場、発想を把握しえ、不満のある私は、表現の自由や参政権の行使を通じて、同立場、発想の是正、転換を図ることができる。これにより、私人の意思がよりよく政府の決定に反映され、民主主義が貫徹される。

##### (イ) 「政府言論」の危険性

他方、「政府言論」の危険性に警鐘を鳴らす見解も、少なくない。

すなわち、「言論の伝達能力において圧倒的な潜勢力をもつ政府が、特定のviewpointにもとづいて強力に表現活動を遂行するならば、その活動の言論市場に与える影響は無視することができない。それは、政府による国民の同意獲得過程を政府に有利な方向で操作すること(falsification of consent)を可能にするだけでなく、より一般的に、言論市場における情報伝達過程を歪める危険がある。」(後掲蟻川・93-94頁)。

「言論市場への参加者という観点から見た場合、競争力において国家と私人との間には三つの重大な違いが存在する。第一の違いは、自己の立場を表明するために動員できる経済的資源の違いである。一般的に国家は私人に比べてこの点で優位に立っている。第二の違いは、情報の保有において国家がやはり私人に比べて一般的には優位に立っているということである。しかし、資源の面におけるこれらの国家の優位性は、極めて重要ではあるものの、やはり相対的なものである。これに対して、第三に、国家にのみ固有の力というものを考えることができる。それは、国家のみが固有に有している正統性に関わっている。国家はこの面において比類なき存在である。「裏書き(endorsement)するだけで、一定の議論を正統化する能力」……は「国家にのみ固有に利用可能なもの」であると言ってもいいかもしれない。」(後掲阪口・32頁)。

政府は、潤沢な経済的資源、保有情報及び民主的正統性を有するから、政府が強力に「政府言論」を展開した場合、私人は容易に「誤導」され、思想の自由市場が歪曲されるおそれがある。

### (3) ヘイト・スピーチに対抗する「政府言論」の有効性

「政府言論」による思想の自由市場の操作可能性は——とりわけ、自由放任主義の民主主義觀(laissez-faire democracy)をとる場合には——民主主義にとっての脅威とも映る。

しかし、「政府言論」が思想の自由市場を操作しうるという点は、ヘイト・スピーチに関しては、大きな利点たりうる。すなわち、ヘイト・スピーチにより思想の自由市場が機能不全に陥っている場合に、政府が、ヘイト・スピーチを批判する、反差別の「政府言論」を発すれば、被差別者の対抗言論が「政府言論」により支援(empower)されて、再度思想の自由市場に参画し、思想の自由市場が回復する可能性がある。

ヘイト・スピーチがなされても、政府は容易に「沈黙」しないから、なお強力に反差別的「政府言論」を発することができる。このため、ヘイト・スピーチが思想の自由市場を機能不全に陥らせる機序として、「沈黙効果」に着目する立場からは、「政府言論」は、ヘイト・スピーチに対する有効かつ合理的な対抗策たりうる。

また、「政府言論」により思想の自由市場が操作されうるといつても、その作用は、表現活動に対する直接的な刑事的、行政的、民事的規制と比べれば、緩慢である。そのため、情況が変化して「政府言論」の問題性が前景化した場合には、人々が、通常の民主過程を通じて、当該「政府言論」の転轍を図ることも、容易である。

#### (4) フィスの所説

上記第2の1では、オーウェン・M・フィスの論説を援用しつつ、ヘイト・スピーチ規制論を展開した。そのため、ここで、フィスの「政府言論」に関する所論を瞥見しておく。

前述のとおり、公的な表現助成は、「政府言論」の代表例の一つであるところ、フィスによれば、公的表現助成は、集団的自己決定 (collective self-determination) を基底する、多元的で開かれた公共的討議に資するように配分されるべきである。

たとえば、正統派の言説と非正統派の言説とが対立している場合、前者の固定化、後者の周縁化を回避するため、後者に、より積極的な助成を行うべきである。

かようなフィスの所説をヘイト・スピーチの局面に敷衍すれば、ヘイト・スピーチの生み出す「沈黙効果」により、被差別者の言論は、思想の自由市場から排除されているため、被差別者の言論が思想の自由市場に回帰し、多面的で開かれた公共的討議が再生するよう、被差別者の言論に対して、より積極的な、表現助成その他の「政府言論」による支援が図られるべきである、との議論が導出されよう。

ゆえに、ヘイト・スピーチの「沈黙効果」を除去するために、「政府言論」という規制手段を用いることは、フィスの理論とも整合するものである。

#### (5) ヘイト・スピーチに対抗する「政府言論」の具体例

ヘイト・スピーチに反対する「政府言論」としては、具体的には、ヘイト・スピーチを批判し反差別を訴える、内閣総理大臣等による「談話」(「河野談話」や「村山談話」を想起されたい。)、国会両議院による非難決議、国会による差別禁止（基本）法の制定や、私人による反差別の表現活動に対する財政面、設備面での支援などを想定しうる。

本人権擁護大会にて提案される「人種的憎悪や民族差別を煽動する言動に反対し、人種差別禁止法の制定を始めとする実効性のある措置を求める決議案」では、政府及び地方公共団体に対し、「人種差別禁止法」、「人種差別禁止条例」の制定を求めている。これは、直ちに新たな刑事的、行政的、民事的制裁を伴うヘイト・スピーチ規制を行うと、差別者の表現活動に対する萎縮効果が大きいと考えられるため、これはさしあたり求めないこととしつつ、上記のような強制的制裁を伴わない、「政府言論」としての反差別基本法の制定を求めたものである。

#### (6) ヘイト・スピーチ規制論の論証の必要性

ヘイト・スピーチを批判する「政府言論」により、差別者は差別的言論を行いにくくなるであろう。差別者が被差別者に転落し、かえって「沈黙効果」を受ける可能性も想定しうる。そのため、刑事的、行政的、民事的制裁を伴わないものであったとしても、反ヘイト・スピーチの「政府言論」が、ヘイト・スピーチに対する「規制」であることには変わりがない。

そのため、ヘイト・スピーチに対処するために、「政府言論」を用いる場合も、ヘイト・スピーチ規制の必要性が論証されなければならない。

#### (7) 文献

「政府言論」は、アメリカ合衆国でも、比較的新しい概念とされているが、最近は日本でも紹介されるようになっている。代表的な文献としては、

- ・ 横大道聰『現代国家における表現の自由——言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制』（2013年、弘文堂）219頁以下
- ・ 蟻川恒正「政府と言論」ジュリスト1244（2003年5月1-15日）号91頁以下
- ・ 阪口正二郎「芸術に対する国家の財政援助と表現の自由」法律時報74巻1号（2002年）30頁以下

などがある。

第28回 近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム 第1分科会  
**「ヘイト・スピーチは表現の自由か」**

**報 告 書**

---

発 行 2014年11月28日（第1刷発行500部）

近畿弁護士会連合会

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

T E L (06) 6364-1227

編 集 近畿弁護士会連合会

人権擁護委員会

印 刷 所 しんこう印刷株式会社

〒534-0027 大阪市都島区中野町4-10-3

T E L (06) 6351-0368代表

---

乱丁落丁は、お取り替えいたします。

## 報告書執筆者一覧

序 章	「ゴキブリ」、「ウンコ」と呼ばれ、「死ね」と言われて	康 由美（大阪）
第1章	本シンポにおける問題の所在とヘイト・スピーチの定義	藤木 邦顕（大阪）
第2章	日本における憎悪差別扇動	
第 1	京都朝鮮初級学校事件の紹介	富増 四季（京都）
第 2	京都朝鮮初級学校事件の弁護団活動の経過と課題	豊福 誠二（京都）
第 3	ヘイト・スピーチに関して出された最近の裁判例	宮本 恵伸（京都）
第 4	ヘイト・スピーチの現状1～路上の実態	大杉 光子（京都）
第 5	ヘイト・スピーチの現状2～社会問題化した具体的な事例	佐野真太郎（京都）
第3章	ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムの背景と原因	
第 1	人種差別・民族差別、排外ナショナリズム・ショーヴィニズム（自民族優越主義）の微表としてのヘイト・スピーチ、ヘイト・クライム	
1	はじめに	以上 大槻 和夫（大阪）
2	歴史的背景	上瀧 浩子（京都）
3	社会的背景	仲尾 育哉（大阪）
第4章	ヘイト・スピーチに関する国際基準	
第5章	ヘイト・スピーチに関する各国の法制	
第 1	総論～各国法制について検討する目的	
第 2	アメリカにおける状況（表現の自由、特に見解中立性の原則との関係）	以上 和田 義之（大阪）
第 3	欧州のヘイト・スピーチ規制について	韓 雅之（大阪）
第6章	ヘイト・スピーチ規制と表現の自由	
第 1	日本国憲法との関係での論点	藤木 邦顕（大阪）
第 2	ヘイト・スピーチ規制積極論	
1	ヘイト・スピーチ規制積極論の論拠——ヘイト・スピーチの「沈黙効果」	吉原 裕樹（大阪）
2	ヘイト・スピーチに対する可能な刑事規制の検討	和田 義之（大阪）
3	ヘイト・スピーチの法規制として、刑事規制を肯定する立場からの提言	韓 雅之（大阪）
4	カウンター行動の限界	三輪 晃義（大阪）
5	ヘイト・スピーチ規制の方向性について	
	河野秀樹（大阪）・大阪弁護士会子どもの権利委員会 外国人の子どもの人権部会	
6	「政府言論」による対応	吉原 裕樹（大阪）
第 3	ヘイト・スピーチ規制消極論（月刊大阪弁護士会2013年11月号掲載記事に加筆）	
		木下 倫子（大阪）
第 4	ヘイト・スピーチ刑事規制消極論	武村二三夫（大阪）
第 5	刑事規制と警察権力の濫用のおそれ	
		大阪弁護士会人権擁護委員会第2部会（自由権部会）
第7章	人種差別禁止、ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムに関する日弁連・弁護士会連合会・ 単位弁護士会の取組みの現状	鄭 聖愛（兵庫県）
第8章	議論の経過と到達点	藤木 邦顕（大阪）

# 目 次

<b>序章 「ゴキブリ」、「ウンコ」と呼ばれ、「死ね」と言われて</b>	
第1 はじめに .....	1
第2 差別の実態について .....	1
第3 「思想の自由市場」論若しくは対抗言論について .....	2
第4 定義の困難さ、濫用の危険について .....	4
第5 「沈黙効果」とは何か .....	5
<b>第1章 本シンポにおける問題の所在とヘイト・スピーチの定義</b>	
第1 問題の所在 .....	9
第2 本シンポにおけるヘイト・スピーチとは何か .....	9
<b>第2章 日本における憎悪差別扇動</b>	
第1 京都朝鮮初級学校事件の紹介 .....	12
第2 京都朝鮮初級学校事件の弁護団活動の経過と課題 .....	24
第3 ヘイト・スピーチに関して出された最近の裁判例 .....	27
第4 ヘイト・スピーチの現状1～路上の実態 .....	31
第5 ヘイト・スピーチの現状2～社会問題化した具体的な事例 .....	33
<b>第3章 ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムの背景と原因</b>	
第1 人種差別・民族差別、排外ナショナリズム・ショーヴィニズム（自民族優越主義）の微表としてのヘイト・スピーチ、ヘイト・クライム .....	35
<b>第4章 ヘイト・スピーチに関する国際基準</b>	
第1 はじめに .....	52
第2 国際人権法におけるヘイト・スピーチの定義 .....	52
第3 ヘイト・スピーチ規制に関する国際基準 .....	54
第4 ヘイト・スピーチ規制に対する日本の態度 .....	60
第5 まとめ .....	62
<b>第5章 ヘイト・スピーチに関する各国の法制</b>	
第1 総論～各国法制について検討する目的 .....	63
第2 アメリカにおける状況（表現の自由、特に見解中立性の原則との関係） .....	63
第3 欧州のヘイト・スピーチ規制について .....	76

## **第6章 ヘイト・スピーチ規制と表現の自由**

第1	日本国憲法との関係での論点	85
第2	ヘイト・スピーチ規制積極論	87
第3	ヘイト・スピーチ規制消極論	124
第4	ヘイト・スピーチ刑事規制消極論	127
第5	刑事規制と警察権力の濫用のおそれ	133

## **第7章 人種差別禁止、ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムに関する日弁連・弁護士会連合会・**

### **単位弁護士会の取組みの現状**

第1	日弁連の取組み	137
第2	弁護士会連合会の取組み	139
第3	単位弁護士会の取組み	140

## **第8章 議論の経過と到達点**

第1	ヘイト・スピーチを巡る動きを踏まえて	143
第2	近畿弁護士会連合会内の議論	143
第3	検討の集約	143
第4	まとめにかえて	144

文献目録 ..... 145

報告書執筆者一覧 ..... 146

巻末資料 ..... 147

実行委員会委員名簿